

日工同窓会 個人情報保護規則

(本規則の目的、適用範囲)

第1条 この規則は、日工同窓会(以下、本会)が、その活動目的のために保有する会員の個人情報の取得、保管、利用について必要事項を定め、本会及び会員の責務を明確にし、同窓会活動の推進を図りつつ、個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。

この規則は、本会(日工同窓会を構成する会員並びに日工同窓会が雇用する者を含む)に適用する。

(定義)

第2条 この規則において、以下の用語は、本条の定義による。

(1)会員

本会会則第4条に定める正会員、本部会員及び準会員

(2)個人情報

本会が、会則に定める目的のために取得した会員の個人に関する情報であつて、それによって特定の個人を識別することができるもの

(3)会員名簿データベース

特定の個人情報をコンピュータで検索できるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物

(4)本人

個人情報から識別され、または識別され得る個人

(5)法令

個人情報保護法

(6)会員による各種組織

本会会則第8章に定める支部、同期会、その他会員によって組織された親睦・研修を目的とする組織

(7)日専校

(株)日立製作所 日立工業専修学校であり、その中のすべての組織を含む。

(個人情報の利用目的、公表、目的外利用の禁止)

第3条

1.本会が取得し、保有する個人情報の利用目的は以下の通りとする。

(1)会員名簿データベース構築

会員名簿データベースに記載する個人情報の項目は、氏名、卒回、支部名、現住所、電話番号、旧姓とする。但し、本人から申し出があつた場合、及び本会の運営上必要としない場合、氏名、卒回、支部名以外の項目は登録しないことがある。

(2)会員名簿発行、配布

会員名簿に記載する個人情報の項目は、氏名、卒回、支部名、職場、(現住所・電話番号は任意)とする。

(3)役員名簿発行、配布

役員名簿に記載する個人情報の項目は、氏名、卒回、支部名、電話番号(勤務先、または個人)、メールアドレス(勤務先、または個人)とする。

(4)同窓会報等出版物(電子媒体によるものを含み、本会の活動目的に適うものに限る。)の配布、公開

同窓会報等出版物に記載する個人情報の項目は、氏名、卒回、支部名、顔写真、社外表彰、職制任用、特称任用、会員の消息(結婚、定年退職、退職、職場変更、会員逝去、ご家族逝去)とする。

但し、本人が掲載を希望しない場合は掲載しないことがある。

(5)会費の納入状況管理

(6)本会の各種事業、行事の伝達

(7)会員による各種組織の活動の支援(同期会幹事への提供など)

(8)日専校が主催する各種活動の支援

2.前項の(6)、(7)、(8)のために利用または提供する個人情報は会員名簿データベースに登録している項目に限る。

3.1 項に定める利用目的は、本会ホームページおよび同窓会報によって公表する。

1 項の利用目的を変更した場合も同様とする。

4.1 項に定める目的以外の目的で取得または保有する個人情報は利用しない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合、及び法令の定めによる場合はこの限りではない。

(個人情報の取得)

第4条

1.本会が取得し、保有する個人情報は、第3条に定める利用目的のために必要な範囲に限るものとする。

2.個人情報の取得は、本人の同意に基づき、次のいずれかの方法による。

(1)日専校からの書面又は電子媒体による取得

(2)支部からの書面又は電子媒体による取得

(3)本人からの書面又は電子媒体による取得

3.前項の方法により取得が不可能又は著しく困難な場合は、個人情報管理責任者が適切と認める方法によるものとする。

(個人情報管理責任者)

第5条

1.本会は、以下に定める個人情報管理責任者を定め、個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を確実にする。

2.本会に個人情報管理責任者を置き、本会事務局副会長がその任に当たる。

個人情報管理責任者は、事務局管理責任者を指揮し、本会の個人情報管理を統括する。

3.本会事務局に事務局管理責任者を置き、事務局責任者がその任に当たる。

事務局管理責任者は、事務局における個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を統括する。

4.会員による各種組織は、個人情報の取得、利用、提供及び維持の管理を確実にするために、当該組織に管理責任者を置く。尚、支部の管理責任者は支部長とする。

(個人情報の維持管理)

第6条

- 1.本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人情報を正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2.本会は、保有する個人情報の紛失、漏洩、不正使用及び改ざんを防止するため必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3.本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実、かつ速やかに削除するものとする。
- 4.事務局における個人情報の取得、利用、提供及び維持の管理ために、別途、管理取扱規則を定めて実施する。

(個人情報の提供)

第7条

- 1.本会が保有する個人情報の提供は、本会内外を問わず、第3条に定める利用目的の範囲に限るものとする。
- 2.前項の規則にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、本会が保有する個人情報を、本会内外を問わず必要な範囲において、提供できるものとする。
 - (1)あらかじめ本人の同意を得た場合
 - (2)個人の生命、身体、安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (3)法令の定めによるとき
 - (4)その他、個人情報管理責任者が必要と認めたとき

(個人情報提供の管理)

第8条

- 1.個人情報管理責任者は、その責任範囲において、前条に基づく個人情報の提供を適切に管理しなければならない。
- 2.事務局が保有する個人情報を会員による各種組織に提供する場合において、事務局管理責任者は、次の事項について確認できない場合は、その提供を行わないこととする。
 - (1)個人情報の提供を受ける会員による各種組織が、提供された個人情報の管理責任を明確にしていること
 - (2)提供される個人情報の利用が、本会会則第2条に掲げる目的の範囲内であること
 - (3)個人情報の提供を受ける会員による各種組織が、当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、正当な理由がない限り、それに応じる責任を明確にしていること
 - (4) (3)項の規則による本人からの当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、要求を受けた会員による各種組織は、速やかにその事実及び採られた処置を事務局管理責任者に報告することとしていること

(日専校への個人情報の提供)

第9条 第3条1項(8)に定める利用目的のための日専校に対する個人情報の提供は、第8条2項の定めに基づき、原則として本会事務局が担当して行う。

(個人情報取り扱いの外部委託)

第10条 本会が名簿発行、同窓会報の印刷・発送等のため個人情報の取り扱いを外部委託業者に委託する場合は、以下に従うものとする。

- (1)個人情報の管理が可能な適切な委託業者を選定する
- (2)提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要な最小限のものに限定する
- (3)委託先での個人情報の管理に関し、下記事項を含む契約を書面を取り交わす
 - ① 委託された個人情報の機密保持および保護
 - ② 再委託の制限又は条件
 - ③ 委託された個人情報のコピーの制限
 - ④ 委託された個人情報の漏洩等の事故発生時の処置
 - ⑤ 委託業務終了時の個人情報の消去、及び個人情報を含む媒体の返却
 - ⑥ ①に係わる事故時の処置

(保有する個人情報の開示)

第11条

- 1.本会は、保有する個人情報について、本人から保有する個人情報について開示を求められた場合は、開示を求めてきた者が本人であることを確認した後に、合理的と認められる範囲内で個人情報を開示するものとする。
- 2.前項による開示を求める申し出で先は、事務局管理責任者とする。

(個人情報の訂正、利用の停止)

第12条

- 1.本会は、保有する個人情報について、本人からデータの訂正、削除または利用の停止を求められた場合は、訂正等を求めてきた会員が本人であることを確認した後に、合理的と認められる範囲内で停滞なく処置を行うものとする。
- 2.前項の規則は、第8条2項(3)に定める個人情報の訂正、利用の停止の場合にも適用する。

(本人の苦情等の申し立て、処理)

第13条

- 1.本会は、保有する個人情報及びその取り扱いについて、本人から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速かつ適切に対応を行うものとする。
- 2.前項に定める苦情の申し出で先は、事務局管理責任者とする。

3.前項に定める苦情を受け付けた場合、その内容と処置について、事務局管理責任者は個人情報管理責任者に報告するものとする。

(違反に対する処置)

第14条

1.本規則に定める事項に違反して個人情報の利用目的以外の流用、提供、漏洩等があった場合は、個人情報管理責任者に報告する。

2.個人情報管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会則第15条に定める副会長・主査会に報告するとともに、関係者に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(本規則の見直し)

第15条 個人情報総括管理責任者は、第6条に定める個人情報の管理に関する事故並びに第13条及び第14条に定める苦情、違反の情報を収集し、本規則の見直しを行うものとする。

【附 則】

1.この規則は令和2年8月1日より施行する。

2.この規則の改廃は本会会則第15条に定める副会長・主査会で議決し、役員会で報告しなければならない。